

公立大学法人奈良県立大学授業料等減免規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学における授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の減免に関する事項を定めることを目的とする。

(授業料等減免の額)

第2条 授業料等減免の額は、第3条により認定された授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる減免額に定める額とする。

減免額算定基準額		減免額		
		授業料（半期）	入学金	
			県内生	県外生
区分	100円未満	267,900	176,000	282,000
	100円未満25,600円未満	178,600	117,400	188,000
	25,600円以上51,300円未満	89,300	58,700	94,000
	51,300円以上154,500円未満の多子世帯	67,000	44,000	70,500

- 前項に規定する「減免額算定基準額」は、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「施行令」という。）第2条第2項によるものとする。
- 休学等による支援の停止等によって、支援の対象とならない月が発生する場合は、第1項の表にある減免額を6で除して、支援を受ける期間の月数を乗じた金額（100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）を当該減免額とする。
- 第1項の表にある「多子世帯」とは扶養する子の数が3人以上である世帯をいう。

(授業料減免の期間等)

第3条 授業料減免は施行令第3条第1項の各号に掲げる者に該当する授業料等減免対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、行うものとする。

- 入学金減免は過去に本学又は他の確認大学等において入学金減免を受けたことがない授業料等減免対象者に対して行うものとする。

(授業料等減免対象者の認定)

第4条 認定は授業料等減免を受けようとする本学の入学予定者及び本学に在学する学生（以下「学生等」という。）の申請に基づき、次条第1項に規定する選考により行うものとする。

- 2 前項の場合において、授業料等減免を受けようとする学生等が独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項の規定により独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者であるときは、当該学生等は、次条第1項に規定する選考の結果、授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみなす。
- 3 授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「施行規則」という。）第9条第3項の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。

（授業料等減免対象者の選考）

第5条 授業料等減免を受けようとする者に係る選考（以下「選考」という。）は、施行規則第10条第1項の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

2 選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

（1）選考対象者のうち選考時において本学への入学後1年を経過していない者にあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

ア 高等学校等の評定平均値が3.5以上であること。

イ 推薦入学試験、一般入学試験（国公立前期日程）及び一般入学試験（公立大学中期日程）の成績が、当該試験を経て入学した者の当該試験区分ごとの上位2分の1の範囲に属すること。

ウ 高校卒業程度認定試験の合格者であること。

エ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、本学における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

（2）選考対象者のうち前号に該当しない者にあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

ア 奈良県立大学 GPA 制度要項第5条第2項に定める計算式（以下「GPA 計算式」という。）によって得られる学年 GPA がその在学する学年における上位2分の1の範囲に属すること。ただし、平成31年度以前の入学者にあつては、別表第1に定める評点を基準として GPA 計算式の例により計算した平均評点とその在学する学年における上位2分の1の範囲に属すること。

イ 修得した単位数が標準単位数（卒業必要単位数を修業年限の年数で除した数に、授業料等減免対象者の在学年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が1年未満の場合にあつては、その月数（1月未満の場合にあつては、1月とする。）を12で除した数とする。）を控除する。）を乗じた単位数（1単

位未満の端数が生じた場合にあっては、これを1単位に切り上げるものとする。)以下同じ。)以上であり、かつ、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、本学における学修意欲を有していることが文書、面談等により確認できること。

(3) 選考対象者及び第4項に定めるその生計を維持する者(以下「生計維持者」という。)の収入及び資産の状況について、次に定める基準に該当するかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

ア 減免額算定基準額が51,300円未満であること。または、51,300円以上154,500円未満の多子世帯であること。

イ 選考対象者及びその生計維持者が有する資産(現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。)の合計額が2,000万円未満(生計維持者が1人の場合にあっては、1,250万円未満)であること。

3 前項第2号の規定にかかわらず、編入学等をした者であって、編入学等の前に在学していた確認大学等に在籍しなくなった日から当該編入学をした日までの期間が1年を経過していない者に係る選考は、編入学等の前に在学していた確認大学等における学業成績が別表第2に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が別表第2に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められるものとする。

4 生計維持者は、施行規則第10条第4項の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(認定の申請等)

第6条 授業料等減免を受けようとする学生等は、理事長が定める日までに、減免申請書(A様式1)及びその他理事長が必要と認めた書類(以下「減免申請書等」という。)を提出するものとする。

2 前項の規定による減免申請書等の提出があったときは、当該減免申請書等を提出した学生等(以下「申請者」という。)に係る選考を行うものとする。

3 選考の結果、申請者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者であると認めるときは、授業料等減免対象者としての認定を行うとともに、当該授業料等減免対象者に対し、その旨並びに減免額算定基準額の区分及び授業料等減免の額を通知するものとする。

4 前項の場合において、授業料等減免の額が本学の定める授業料等の額未満となる場合は、授業料等減免対象者が納付すべき授業料等の額をあわせて通知するものとする。

5 選考の結果、申請者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者でないと認めるときは、当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(授業料等減免対象者の学業成績の判定)

第7条 授業料等減免対象者の学業成績が別表第2に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）は学年ごとに行うものとする。

2 前項に定める判定を行った者に対し、判定結果を通知するものとする。

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等）

第8条 授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第5条第2項第3号ア及びイに定める基準に該当するかどうかの判定並びに当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）は毎年行うものとする。

2 前項の場合において、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第23条の6第1項の規定により機構が適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者については、前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者とみなす。

3 第1項及び第2項に定める判定を行った者に対し、判定結果を通知するものとする。

（授業料減免の額の変更）

第9条 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、毎年10月に当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

2 前項に定める変更を行った者に対し、当該変更の結果を通知するものとする。

（認定の取消し等）

第10条 授業料減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定を取り消すものとする。

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けたとき。

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表第2に定める廃止の区分に該当するとき。

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたとき。

2 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

3 適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表第2に定める警告の区分に該当するときは、当該授業料等減免対象者に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

第11条 授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するものとして当該授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力は次の各号に定める日に遡って失われるものとする。

- (1) 前条第1項第1号又は第3号に該当するとき 当該各号に該当するに至った日の属する学年の初日
- (2) 前条第1項第2号に該当するもののうち、修得した単位数の合計が標準単位数の1割以下である場合や、出席率が1割以下の場合などにより学業成績が著しく不良であると認められるものであって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められないとき 当該学業成績に係る学年の初日

(認定の効力の停止等)

第12条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力を停止するものとする。

- (1) 休学を認められたとき。
- (2) 停学（3月未満の期間のものに限る。次項第2号において同じ。）又は戒告の処分を受けたとき。
- (3) 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第5条第2項第3号ア又はイに定める基準に該当しなくなったとき。
- (4) 授業料等減免対象者から授業料減免を希望しない旨の申出がなされたとき。

2 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。

- (1) 前項第1号に該当する者 復学を認められたとき。
- (2) 前項第2号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの 当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が1月未満の場合にあっては、1月）を経過したとき。
- (3) 前項第2号に該当する者のうち戒告の処分を受けたもの 当該戒告の処分を受けた日から1月を経過したとき。
- (4) 前項第3号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第5条第2項第3号ア及びイに定める額に該当することとなったとき。
- (5) 前項第4号に該当する者 当該対象者が支援の再開を希望するとき。

(授業料等減免に係る授業料等の徴収の猶予)

第13条 授業料等減免の申請をした者に係る授業料等の徴収は、第6条3項又は第5項

による通知により定める納付期限までの間は猶予するものとする。

2 前項に規定する納付期限までに納入した授業料等については、授業料等減免決定後、減免相当額を速やかに還付するものとする。

3 本学の入学を辞退する者について第1項により徴収を猶予した入学料があった場合、入学辞退が認められた後、速やかに入学料を納入しなければならない。

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年1月27日から施行し、令和元年12月1日に遡って適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から適用する。

別表第1

優	良	可	不可
評点：3	評点：2	評点：1	評点：0

別表第2

区分	学業成績の基準
廃止	1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
	2 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。
	3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。
	4 次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。（前項第2号に掲げる基準に該当するものを除く。）
	2 GPA計算式によって得られる学年GPAがその在学する学年における下位4分の1の範囲に属すること。ただし、平成31年度以前の入学者にあつては、別表第1に定める評点を基準としてGPA計算式の例により計算する平均評点が下位4分の1の範囲に属すること。
	3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前項第3号に掲げる基準に該当するものを除く。）

備考

- 1 授業料等減免対象者の学修意欲の状況については、履修科目の授業への出席率、授業時間外の学修の状況、授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して判定するものとする。
- 2 災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合はこの限りではない。